

お客様各位

カードローン会員規約の改定について  
(VIP Loan Card for American Express、トラストクラブ ビジネスローン)

当社は、2025年4月1日をもって、カードローン会員規約の一部を改定いたします。改定内容は、下記のとおりです。

改定内容にご不明な点等がある場合は、お手数ですが、本ご案内末尾のお問合せ窓口までご連絡いただきますようお願い致します。

記

1. 改定日

2025年4月1日

2. 改定趣旨

①契約枠の拡大

②カード紛失・盗難等、不正利用被害に関する条項の改定

3. 対象商品

「VIP Loan Card for American Express」

「トラストクラブ ビジネスローン」

4. 改定する条文（改定内容）

下表：赤文字下線部＝改定される部分

※2～4 ページが改定後の条文、5～7 ページが改定前の条文です。

以上

## 第6条（返済方式と毎月返済額）

1. 返済方式は、新残高スライドリボルビング返済方式（以下「新残高スライド返済」といいます。）または元利込定額リボルビング返済方式（以下「元利込定額返済」といいます。）のうち会員が指定し、当社が認めた返済方式とします。

2. 新残高スライド返済の毎月返済額は、直前の個別融資契約成立後の融資残高を当月の残高として下表の金額とします。この毎月返済額は、次の融資契約が成立するまで、残高の減少にかかわらず継続されるものとし、会員の希望によりボーナス加算返済（年2回同額）を併用することもできます。

〔新残高スライド返済の毎月返済額〕

当月の残高	50万円以内	50万円超 150万円以内	150万円超 200万円以内
毎月返済額	10,000円	20,000円	23,000円

当月の残高	200万円超 250万円以内	250万円超 300万円以内	300万円超 350万円以内
毎月返済額	25,000円	30,000円	35,000円

当月の残高	350万円超 400万円以内	400万円超 450万円以内	450万円超 500万円以内
毎月返済額	40,000円	45,000円	50,000円

当月の残高	500万円超 600万円以内	600万円超 700万円以内	700万円超 800万円以内
毎月返済額	60,000円	65,000円	70,000円

<u>当月の残高</u>	<u>800万円超 900万円以内</u>	<u>900万円超 1000万円以内</u>
<u>毎月返済額</u>	<u>75,000円</u>	<u>80,000円</u>

3. 元利込定額返済の毎月返済額は、契約枠（コース）に応じて下表の毎月返済額以上の金額で設定するものとします。ただし、契約枠（コース）が当社の審査等により引き下げられた場合、毎月返済額は当社が下表の範囲内で変更します。

〔元利込定額返済の毎月返済額およびボーナス加算返済額〕

契約枠(コース)	50 万円コース	100 万円コース	150 万円コース	200 万円コース	
毎月返済額	15,000 円以上	25,000 円以上	30,000 円以上	40,000 円以上	30,000 円
ボーナス加算額	任意の額（設定しないこともできます、以下同様）				50,000 円以上

契約枠(コース)	250 万円コース		300 万円コース	
毎月返済額	40,000 円	50,000 円以上	40,000 円	60,000 円以上
ボーナス加算額	60,000 円以上	任意の額	60,000 円以上	任意の額

契約枠(コース)	350 万円コース・400 万円コース		450 万円コース・500 万円コース	
毎月返済額	60,000 円	70,000 円以上	70,000 円	80,000 円以上
ボーナス加算額	70,000 円以上	任意の額	80,000 円以上	任意の額

契約枠(コース)	550 万円コース・600 万円コース		650 万円コース・700 万円コース	
毎月返済額	80,000 円	100,000 円以上	90,000 円	110,000 円以上
ボーナス加算額	90,000 円以上	任意の額	110,000 円以上	任意の額

契約枠(コース)	800 万円コース		<u>900 万円コース</u>	
毎月返済額	100,000 円	120,000 円以上	<u>110,000 円</u>	<u>130,000 円以上</u>
ボーナス加算額	120,000 円以上	任意の額	<u>130,000 円以上</u>	<u>任意の額</u>

-

<u>契約枠(コース)</u>	<u>1000 万円コース</u>			
<u>毎月返済額</u>	<u>120,000 円</u>		<u>140,000 円以上</u>	
<u>ボーナス加算額</u>	<u>140,000 円以上</u>		<u>任意の額</u>	

## 第9条 (カード紛失・盗難等、不正利用被害)

1. 会員が、カードの紛失、盗難または暗証番号、会員専用サイトへのログイン専用ID・パスワード等の詐取等（当社ホームページに類似した偽サイトへ誘導され、専用ID・パスワード等を入力することで第三者に専用ID・パスワード等を詐取された場合も含まれます。）を知ったときは、会員は直ちに当社に届出を行うとともに、遅滞なく所轄の警察署にも届出を行うものとします。

2. 前項のカードの紛失、盗難または暗証番号等の詐取等により会員に具体的被害が生じた場合の当社の補償は、当社ホームページにおいて公表する『カードローンにおける不正利用被害の補償方針』によるものとします。

## 第6条（返済方式と毎月返済額）

1. 返済方式は、新残高スライドリボルビング返済方式（以下「新残高スライド返済」といいます。）または元利込定額リボルビング返済方式（以下「元利込定額返済」といいます。）のうち会員が指定し、当社が認めた返済方式とします。

2. 新残高スライド返済の毎月返済額は、直前の個別融資契約成立後の融資残高を当月の残高として下表の金額とします。この毎月返済額は、次の融資契約が成立するまで、残高の減少にかかわらず継続されるものとし、会員の希望によりボーナス加算返済（年2回同額）を併用することもできます。

〔新残高スライド返済の毎月返済額〕

当月の残高	50万円以内	50万円超 150万円以内	150万円超 200万円以内
毎月返済額	10,000円	20,000円	23,000円

当月の残高	200万円超 250万円以内	250万円超 300万円以内	300万円超 350万円以内
毎月返済額	25,000円	30,000円	35,000円

当月の残高	350万円超 400万円以内	400万円超 450万円以内	450万円超 500万円以内
毎月返済額	40,000円	45,000円	50,000円

当月の残高	500万円超 600万円以内	600万円超 700万円以内	700万円超 800万円以内
毎月返済額	60,000円	65,000円	70,000円

3. 元利込定額返済の毎月返済額は、契約枠（コース）に応じて下表の毎月返済額以上の金額で設定するものとします。ただし、契約枠（コース）が当社の審査等により引き下げられた場合、毎月返済額は当社が下表の範囲内で変更します。

〔元利込定額返済の毎月返済額およびボーナス加算返済額〕

契約枠(コース)	50 万円コース	100 万円コース	150 万円コース	200 万円コース	
毎月返済額	15,000 円以上	25,000 円以上	30,000 円以上	40,000 円以上	30,000 円
ボーナス加算額	任意の額（設定しないこともできます、以下同様）				50,000 円以上

契約枠(コース)	250 万円コース		300 万円コース	
毎月返済額	40,000 円	50,000 円以上	40,000 円	60,000 円以上
ボーナス加算額	60,000 円以上	任意の額	60,000 円以上	任意の額

契約枠(コース)	350 万円コース・400 万円コース		450 万円コース・500 万円コース	
毎月返済額	60,000 円	70,000 円以上	70,000 円	80,000 円以上
ボーナス加算額	70,000 円以上	任意の額	80,000 円以上	任意の額

契約枠(コース)	550 万円コース・600 万円コース		650 万円コース・700 万円コース	
毎月返済額	80,000 円	100,000 円以上	90,000 円	110,000 円以上
ボーナス加算額	90,000 円以上	任意の額	110,000 円以上	任意の額

契約枠(コース)	800 万円コース	
毎月返済額	100,000 円	120,000 円以上
ボーナス加算額	120,000 円以上	任意の額

## 第9条 (カードの紛失・盗難等)

1. 会員がカードを紛失し、または盗難にあったときは、会員は直ちに当社に電話連絡するとともに、遅滞なく所轄の警察署に届出を行うものとします。
2. 紛失または盗難にあったカードが使用され、会員に損害が発生した場合、当社は紛失・盗難の届出を受け付けた日から 60 日前にさかのぼり、会員の損害を当社所定の方法により補てんします。ただし、それ以前の損害については補てんされず、会員が負担するものとします。
3. 前項にかかわらず、次の各号の一つにでも該当する場合は会員が一切の責任を負い、当社は会員に対する損害の補てんを行わないものとします。
  - (1)会員の故意または過失により暗証番号が漏洩し、他人にカードを使用した場合。
  - (2)会員の家族、親族、同居人等の会員の関係者によってカードが使用され、もしくは使用されたと明らかに推測される場合。
  - (3)戦争、テロ、事変、地震、津波、噴火等の著しい社会秩序の混乱の際に損害が生じた場合。
  - (4)会員が本規約に違反している状態で損害が生じた場合。
  - (5)当社が提出を依頼した書類等を提出しなかった場合、または当社が行う被害状況等の調査に関する指示に従わないなど、調査への協力を拒んだ場合。

<本件に関するお問合せ窓口>

株式会社ドコモ・ファイナンス

TEL.0120-68-7000 (フリーダイヤル)

受付時間：9:00～18:00 (1月1日を除く)